

対象期間を令和4年10月31日  
までに再延長しました！！  
全ての出発日分を受付しています

町内会や学校で

# バス を使おう！



島根県

手続き

県内に営業所がある  
貸切バス会社・レンタカー会社

旅行代理店

どちらでもOK!

利用者(島根県民)

県内移動の企画

- ★貸切バス利用の場合は、バス会社等が手続きを行います。
- ★レンタルバス利用の場合は、利用者が県に直接申請してください。

最寄りのバス会社などに相談



視察・研修や  
練習試合など  
バスで県内を  
移動したい



島根県が 貸切バス運賃の3分の1 を  
補填しますので、

利用者は  
3分の2の負担で  
借上げ可能

1契約あたり  
上限10万円まで

高速代、駐車場代、消費税額等は補助対象外

## 対象となる移動

- 県内の異なる市町村を出発・目的地(例:出雲～浜田)とする貸切バスの運行。  
(隠岐地区は、同一市町村内の移動でも対象となります。県外が目的地に含まれる場合は対象外です。)
- 県内旅行だけでなく、視察・研修、遠足、冠婚葬祭、各種イベント参加等にもご利用いただけます。
- 利用申込者は島根県民の方に限ります。
- 乗車定員11名以上のバスが対象です。

● 2022年4月1日(金)以降に出発し、2022年10月31日(月)までの帰着分が対象。

※対象期間については県交通対策課ホームページでお知らせします。

● 原則として、土日祝日を除く利用の3日前に申請書が県に届くよう、早めにご相談ください。

自治会の旅行をはじめ、学校の遠足や部活動、保育所の園外活動、公民館の研修などにご利用いただいています。

是非この機会に、県内各地を訪れていただき、地域の魅力を再発見してください。

お問い合わせ先 島根県交通対策課

☎ 0852-22-6156

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

[https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/access/bus/kashikiribus\\_shien.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/access/bus/kashikiribus_shien.html)